

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次の実施要領のとおり告示する。

令和8年1月8日

庄原市長 八谷恭介

庄原市戸籍・戸籍附票システム更改、標準化対応業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

現在、庄原市（以下、「市」という。）で使用している戸籍・戸籍附票システムが令和8年度中に保守期間満了を迎える。また、「戸籍」及び「戸籍附票」事務は国の定める標準化対応事務であり、システム機器更改に際しては標準仕様書に準拠したシステムの導入が必要である。

本要領は、法務省の定める標準仕様書に準拠した戸籍・戸籍附票システムの機器更改に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

庄原市戸籍・戸籍附票システム更改、標準化対応業務委託

(2) 業務の目的

法務省の定めた標準仕様書に準拠した戸籍・戸籍附票システムの調達に際し、正確なデータ移行と操作性、将来性、安定性、安全性に優れ、より高い効果を得ることができ、また、戸籍法改正に伴う事務に確実に対応できるシステムの導入を行うこと。

(3) 業務内容

別紙「庄原市戸籍・戸籍附票システム更改、標準化対応業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に示すとおり。

(4) 技術提案を求める特定テーマ

- ①戸籍法改正対応策（体制、直近の対応状況等）
- ②運用サポート（体制、障害対応、操作案内、問合せ対応、SLA等）
- ③業務継続性の確保

(5) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※事前に十分なテスト稼働期間を経て、稼働開始可能な状況とすること。

※履行期間中途で、稼働開始となった場合も、その後の運用経費（保守等）、機器の賃貸借費用の支払いは令和9年4月分から開始するものとすること。

※令和9年3月31日以降の業務完了となる場合は、企画提案書に理由を明示すること。

(6) 履行場所

市の指定する場所

(7) 提案上限額

50,380,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※これは、見積限度額であり契約時の予定価格を示すものではない。契約の際に見積限度額の範囲内で再度協議する。（見積金額の減額が発生する場合がある。）

※上記提案上限額に、作業完了後の運用経費（保守等）、機器の賃貸借費用は含まれない。

3. 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 国、地方公共団体等からの指名留保又は除外期間中でないこと。また、入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 並びに ISO/IEC27017 の認証及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与を受けていること。

(6) 広島県内の地方公共団体において、戸籍・戸籍附票システムの導入実績を有すること。

(7) 履行期間満了日までに、ガバメントクラウドまたは性能面や経済合理性等を比較衡量してガバメントクラウド同等と判断するクラウド環境による方式の標準仕様書に準拠した戸籍・戸籍附票システムの提供が可能な事業者であること。

(8) 提案する戸籍・戸籍附票システムにおいて、市の既存戸籍・戸籍附票システムからのデータ移行が可能であること。但し、市既存ベンダはこの限りでない。

(9) 庄原市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第11号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しない者であること。

4. 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期日・予定日	備 考
実施公告	令和8年1月8日（木）	市ホームページに掲載
質疑受付期限	令和8年1月19日（月） 16時30分	電子メールによる
質疑回答期日	令和8年1月23日（金）	市ホームページに掲載
参加資格審査申請書類の提出期限	令和8年1月27日（火） 16時30分	持参又は電子メールによる
参加資格審査結果（選定・非選定）通知	令和8年2月2日（月）	電子メールにより通知
企画提案書提出期限	令和8年2月16日（月） 15時	持参又は電子メールによる
選定審査結果（特定・非特定）通知	令和8年3月上旬	書面により通知
契約協議及び契約締結	令和8年3月下旬	

5. 質疑・応答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、次のとおりとする。

（1）質問の受付

①提出期限

令和8年1月19日（月）16時30分（必着）

②提出方法

質問書（様式1）により、本要領「13. 問合せ先及び書類提出先」に電子メールにて提出すること。

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

（2）回答方法

令和8年1月23日（金）までに全ての質問に対する回答を取りまとめ、市ホームページに掲載する。

※個別の回答は行わない。

6. 参加申込の手続き

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）は、次に定めるところにより参加資格審査申請に係る書類を提出するものとする。

（1）提出書類

①参加表明届（様式2）

②誓約書（様式3）

③会社概要（様式4）

④実績確認書（様式5）

⑤情報マネジメントシステム（ISO/IEC27001、ISO/IEC27017）の認証及びプライバシーマークの付与を確認できる書類（写しでも可）

⑥商業登記履歴事項全部証明書（写しでも可）

⑦法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（写しでも可）

※滞納がないことが確認できること

⑧財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

※最新1年分の決算数値がわかるもの

（2）提出部数

正本各1部

（3）提出期限

令和8年1月27日（火）16時30分

（4）提出方法

本要領「13. 問合せ先及び書類提出先」に持参又は電子メールによる。

※持参の場合には土日、祝日を除く9時から16時30分までの間に持参すること。

※全ての資料について、データでの提出も行うこと（電子メール、オンラインストレージ等）

※電子データを送付した際は、「13. 問合せ先及び書類提出先」に示す連絡先に電話連絡を行うこと

（5）留意事項

①実績確認書に記載の業務実績は、元請として実施したものと対象とすること。

②記載した業務実績について、契約書（金額等の部分の黒塗り可）又はTECRIS等の写しを提出すること。

7. 参加資格審査・通知

提出された参加資格審査申請に係る書類について、参加資格を確認し、令和8年2月2日（月）に電子メールにて審査結果を通知する。

8. 企画提案書等の提出

7の審査により参加資格要件を満たすと認められた参加者（以下、「提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案に係る書類を提出するものとする。

（1）提出書類

①企画提案書（任意様式）

②特定テーマに対する技術提案（任意様式）

③見積書（任意様式）

※見積書は本業務委託に係るものに加え、作業完了後の運用経費（保守等）、機器の賃貸借費用、本番運用時のガバメントクラウドもしくは独自クラウドに係る経費に係るものについても提示すること。なお、それぞれ60か月の契約を想定したものとすること。

（2）提出期限

令和8年2月16日（月）15時

（3）提出部数

正本各1部

(4) 提出方法

本要領「13. 問合せ先及び書類提出先」に持参又は電子メールによる。

※持参の場合には土日、祝日を除く 9 時から 16 時 30 分までの間に持参すること。

※全ての資料について、データでの提出も行うこと（電子メール、オンラインストレージ等）

※電子データを送付した際は、「13. 問合せ先及び書類提出先」に示す連絡先に電話連絡を行うこと

9. 企画提案書等の作成要領

(1) 記載方法等

- ①原則、A4 規格で作成し、ページ番号を付すこと。A3 版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし A4 版 2 枚とカウントする。
- ②文字サイズは 10 ポイント以上とし、書体は見やすいものとすること。
- ③企画提案書については、表紙・目次を含めて 30 ページ以内とすること。
- ④特定テーマに対する技術提案については、本要領「2 業務概要」(4) に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、表紙・目次を含めて 20 ページ以内とすること。
- ⑤見積書には、仕様書、実施計画書等に記載された全ての業務の見積額（税込み）を記載し、積算根拠も明記すること。
- ⑥企画提案書及び特定テーマに対する技術提案については、審査の公平性、透明性を図るため、社名や商標、記号など、提出者を認識できるものを表示しないこと。

(2) 記載内容

企画提案書には、次の事項について記載すること。

① 会社概要

参加資格条件である、プライバシーマーク、ISO/IEC27001、ISO/IEC27017 の取得・更新状況とともに、ISO9001、ISO14001、ISMAP の認証取得、更新状況についても記載すること。

② 稼働実績

今回提案のクラウド型戸籍システム稼働実績について、現在稼働している自治体数を記載し、そのうち 10 件について記載すること（広島県・中国地方を優先的に記載すること）。

③ 業務実施体制

提案者の業務実施体制、運用保守体制について記載すること。併せて、業務予定者（管理技術者及び主任技術者）について、同種または類似の業務実績・経験年数を記載すること。なお、契約ベンダと開発ベンダが異なる場合は理由を明記すること。

④ 業務実施スケジュール

提案システムの業務実施スケジュールについて記載すること。また、市側が負担する業務がある場合は明示すること。なお、令和 9 年 3 月 31 日以降の業務完了となる場合は、提案書に理由を明示すること。

⑤ データ移行

他社システムからのデータ移行の実績について、実績自治体数及び富士通 MICJET 戸籍からの移行実績数を記載し、そのうち 10 件について記載すること（広島県・中国地方、富士通 MICJET 戸籍を優先的に記載すること）。また、データ移行方法（正確性担保、職員負担軽減、個人情報

保護・セキュリティ対策等)について記載すること。

⑥提案コンセプト及びシステムの特徴

提案システムにおける基本的な考え方、提案システムの特徴（操作性等）及びシステムセキュリティ対策について記載すること。クラウド型システム運用時の、データセンターの Tier レベル、冗長化対策について記載すること。

⑦サポート体制

特定テーマに対する技術提案以外でシステム稼働後のサポート体制について、戸籍事務の正確性や効率性に寄与するツールや取り組みがあれば記載すること。

10. 企画提案書等審査及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等について、「プロポーザル方式による庄原市戸籍・戸籍附票システム更改、標準化対応業務委託に関する受託候補者選定審査会」が別に定める選定基準に従って審査を行う。

(1) 審査の結果、最も優れている提案者を受託候補者、2番目に評価の高かった者を次点者として選定する。

(2) 全審査委員の評価点の満点の6割以上であることを最低基準とする。審査対象者が1者であった場合でも、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準に満たない者は選定の対象としない。

(3) 審査結果の通知

令和8年3月上旬を目途に、提案者に対して書面により通知する。

なお、通知の際は、当該提案者の選定結果及び採点の内訳に加え、受託候補者と次点者の商号又は名称について通知するものとする。

【9. 企画提案書等に対する評価概要】

項目番	評価項目	配点
①	会社概要	180
②	導入実績	
③	業務実施体制	
④	業務実施スケジュール	
⑤	データ移行	
⑥	提案コンセプト・システムの特徴	
⑦	サポート体制	
⑧	特定テーマに対する技術提案	
⑨	見積金額 ※	30
合計		210

※見積金額の評価

算出式：配点30点×（最低見積額÷提案見積額） 小数点以下は切捨て

11. 契約締結

前項の審査の結果選定した受託候補者と事業内容の詳細について改めて協議し、予定価格の範囲内で契約金額を決定し、契約締結する。受託候補者が何らかの理由により契約締結できなかつた場合、次点者と契約交渉を行う。

12. その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 市が提供する資料は、提案の検討以外の目的で使用してはならない。また、参加者は本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (4) 参加者が提出した書類の返却は行わない。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (6) 提出期限以降における提出した書類の変更は認めない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において、市が認めた場合はこの限りでない。また、記載した管理・主任技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの了解を得なければならない。
- (7) 書類提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「13. 問合せ先及び書類提出先」に連絡するとともに、辞退届（様式6）を提出するものとする。
- (8) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・見積書の金額が、提案限度額を超過した場合
 - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (9) 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (10) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

13. 問合せ先及び書類提出先

〒727-8501

広島県庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市総務部管財課契約係（本庁舎3階） 担当：加藤

TEL 0824-73-1203

FAX 0824-72-3322

E-mail keiyaku@city.shobara.lg.jp

◆サービス・レベル・アグリーメント（S L A）

下表のサービスレベルを満たすこと。

設定項目		サービス項目	下限値
可用性	サービス時間	サービスを提供する時間帯 (夜間を含む計画的な停止を除く)	
	サービス稼働率	運用時間帯にシステムが稼働している割合 (計画サービス時間 - 停止時間) ÷ 計画サービス時間	xx. x%以上
信頼性	平均復旧時間	障害発生から復旧完了までの平均時間 (修理時間の和 ÷ 故障回数)	x時間以内
	障害通知時間	障害の検知から本市に通知するまでに要する時間	1次通知 : x時間以内 2次通知 : x時間以内
	障害の復旧予定時刻の報告	障害の検知から庄原市へ復旧予定時間を報告するまでの時間	x時間以内
	障害の復旧回復時間	障害の検知から復旧回復までの時間	最大x時間以内
性能	オンライン応答時間	定められた時間内に応答できる件数の割合	x秒以下 x%以上
	夜間バッチ処理	処理が終了する時間 (バックアップ含む)	～まで
サポート	問い合わせ対応	本市からの問い合わせに対し、回答するまでに要する時間	1次回答: x時間以内